

ご加入に際してのご案内

●加入資格

全国建設業協同組合連合会および加入会員（会員が連合会である場合はその組合を含む）の組合員または賛助会員
企業の役員・従業員の方

- ・全国建設業協同組合連合会および加入会員（会員が連合会である場合はその組合を含む）の役員・事務局の職員

ご加入対象		年 齢	死亡・高度障がい保険金額
ご本人	新規加入	14歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下	A型(1,000万円)～I型(110万円)
	増 額	65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下	H型(220万円)～I型(110万円)
	更 新	14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下	A型(1,000万円)～I型(110万円)
	更新のみ	70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下	H型(220万円)～I型(110万円)
		75歳6ヵ月超80歳6ヵ月以下	I型(110万円)のみ

- ・更新日時時点で80歳6ヵ月以下の方は、次回更新日の前日までご継続いただけます。
- ・更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。
- ・65歳6ヵ月超の方の新規加入は、H型（死亡・高度障がい保険金220万円）、I型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。
- ・70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方の更新は、H型（死亡・高度障がい保険金220万円）、I型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。
- ・75歳6ヵ月超の方の更新は、I型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。

※「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬をうけたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。

当会を脱会されたり会員事業所（勤務先）を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、脱退いただくこととなります。

●保険期間

- ・平成29年7月1日～平成30年6月末日までの1年間です。
- ・年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日（効力発生日）から年度末（平成30年6月末日）までとなります。
- ・その後は特にお申し出のない限り、毎年自動的に更新して継続します。

※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

●お申込みと効力の発生日

- ・所定のお申し込み用紙により毎月20日までにお申込みください。
- ・毎月20日までにお申込みの場合……………翌々月1日
- ・毎月21日以降末日までにお申込みの場合……………翌々々月1日
（例：11月26日のお申込みは、2月1日が効力発生日となります。）

※第1回目掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。

●被保険者の同意確認（加入・増額・減額時）

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

<別表> 障がい給付金給付割合表

等級	身体障がい	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障がい)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

・この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが本表以外の障がい状態等については給付はありません。
 ・障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。また、災害保険金のお支払いの際は、同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。